

青森県立高等学校魅力づくり検討会議上北地区部会（第3回）概要

日時：令和6年6月24日（月）

10:00～12:30

場所：三本木高等学校 会議室

<出席者>

上北地区部会委員

岩川 亘宏 地区部会長、丸井 英子 地区部会副会長、今泉 利江子 委員、
蛭沢 達彦 委員、太田 浩之 委員、小倉 民生 委員、新堂 善史 委員、
濱端 美奈子 委員、前田 智子 委員

1 開会

2 事務局説明

地区部会における検討の進め方について

事務局から資料2について説明した。

3 意見交換

学校配置の方向性（整理案）【たたき台】について

事務局から、これまでの会議における検討状況等として、第3回検討会議（2月28日開催）の資料について説明した。

<第3回検討会議の資料>

資料2	高等学校教育に関する意識調査
資料3	学校・学科の充実の方向性
資料3 附属資料	第1分科会「学校・学科の充実の方向性」に関する 各地区部会の意見
資料6	学校配置の現状等

I 学校配置の基本的な考え方

事務局から資料3の全体構成と資料3「I 学校配置の基本的な考え方」について説明した。

委員から次のような意見があった。

- 十和田市では公共交通機関がバスのみであるため、自宅近辺の高校やバスで通学できる高校が中学生の進路選択肢となっている。
- 三沢市など鉄道が整備されている地域では上北地区以外の高校も選択肢となっており、公共交通機関が生徒の進路選択の重要な要素となっている。
- 地区にかかわらず、家庭の事情や経済的な事情により、自宅から通学できる範囲の高校しか選択肢がないという生徒がいる。

- 十和田観光電鉄の廃線後、三沢市などから十和田市方面には通学しにくい状況である。
- 学校配置の検討に当たっては、通学に係る経済的な負担を考慮する必要がある。
- 他地域から通学している生徒の体力的・精神的な負担も考慮する必要がある。
- こどもたちが学びたいと思えるような、質が高く、魅力ある高校を配置してほしい。

II 学校配置の方向性

事務局から資料3「II 学校配置の方向性」について説明した。

委員から次のような意見があった。

6 地区ごとの学校配置

- 3ページの【地区割りの見直し】に関する意見として、「ある程度の学校規模がないと、十分な教員を配置することが難しい」とあるが、現在の高校の教員配置は十分足りているのか。現状として足りていないのにICTの活用が進んだ場合、教員の負担が増加すると考える。
→（事務局）教員の配置に当たっては、教職員定数に基づき配置している。教員の未配置については、臨時講師等も採用しながら対応している。
- 地区割りの見直しを行う場合のメリットとして、どのようなことが考えられるのか。
→（事務局）例えば、現状よりも少ない地区割りとした場合、大規模校を配置したり、専門学科を充実させたりするなど、現状よりも広域の中で柔軟な学校配置が可能となることも考えられる。
なお、現状は、6地区ごとに、中学生の進路志望に応じた高校の選択肢を確保することとしており、学科の構成等を考慮しながら学校を配置している。
- 地区割りの見直しを行う場合、市部に学校が集約される懸念がある。

学校規模

- 小規模校や地域校について、個別指導が増えることに伴い教員の負担が生じることや、多様な進路指導が難しいことなどの意見があるが、小規模校だからこそ個人指導を適宜行うことができ、多様な進路指導も可能である。
また、大規模校では、何を行うにも時間や手間が掛かるのに対し、小規模校では、臨機応変に素早く対応できるといったメリットがある。
- 小規模校であってもメリットがあることから、大規模校と小規模校を組み合わせ配置することが望ましい。
- 部活動等の選択肢を確保するためには、1学年当たり3学級以上は必要と考えるが、それぞれの土地柄や地域とのつながりにより、1学年当たり1学級であっても中学生にとって魅力的な学校となる場合がある。特に上北地区では、一律で学校規模の標準を定めることは難しい。
- 小規模校にも魅力がある一方で、今後の更なる生徒数の減少を踏まえると、学校配置を検討する上で、持続可能な学校運営ができるかといった視点も必要である。
- 今後、更なる生徒数の減少が見込まれることから、3市以外の重点校については、学校規模の標準を1学年当たり5学級以上に見直す必要がある。
- 重点校の生徒数の推移も見据えながら、立地場所等、生徒をある程度集めて維持していくことも考えていく必要がある。

高校間連携

- 小・中学校では、野辺地町、横浜町、六ヶ所村で様々な連携を進めていることから、各町村の高校同士でも連携は可能である。

学級編制

- 本県の小・中学校では、令和6年度から全学年で1学級当たり33人の学級編制となっており、従前の40人と比べて、きめ細かな対応が可能となったことから、高校についても、学科を問わず1学級当たり33人の学級編制とすることが望ましい。
- 1学級当たり40人の学級編制では、教室が窮屈な状態であり、また、40人の生徒に対して「個別最適な学び」を提供することは教員の負担が大きい。少子化の進行も踏まえ、学級数を減らさずに少人数学級編制を実施するべき。

定時制・通信制課程の配置

- 病気等により全日制課程の高校の授業時間帯に登校できなかった生徒が、定時制課程の高校へ転入学・編入学したところ、毎日登校して授業を受けられるようになり、卒業することができたという事例が複数あった。このような生徒は通学に時間をかけることが難しいため、定時制課程の高校は6地区に最低限1校ずつ必要である。

再編の方法

- 8ページの【再編の方法（具体例）】に、教育環境の充実に向けた他の方策に関する意見として、「各校がそれぞれの存在意義を見出し、魅力を高める」とあるが、校長の裁量で進めるのか、あるいは県からの指示等があるのか。
- （事務局）青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画において、魅力ある高校づくりの更なる推進に向け、例えば、県教育委員会はスクール・ミッションを策定し、各校は魅力づくりの一環として情報発信やあおもり創造学の取組を行うなど、県教育委員会と学校、地域等が連携しながら一体となって魅力づくりに取り組んでいる。
- 学校を統合する場合には、統合対象校の特色ある教育内容等を確実に引き継ぐことで、新たに設置する統合校の魅力づくりにつながる。
- 地域公共交通の維持が難しい中、中学生の進路選択肢の確保につながるためには、交通の便が良い市部に学校を配置する必要がある。また、普通科と専門学科を統合し、統合校を交通の便が良い市部に配置することも考えられる。

Ⅲ 小規模校（地域校）の配置の方向性

事務局から資料3「Ⅲ 小規模校（地域校）の配置の方向性」について説明した。

委員から次のような意見があった。

小規模校（地域校）の配置

- 中学校で不登校を経験した場合であっても、小規模校や地域校へ進学したことで、休まずにしっかりと登校しきめ細かな指導を受けられるなど、安心して学べる環境という意味で小規模校や地域校の存在価値は大きいと思う。
- 小規模校や地域校は、地理的な状況等により、定時制・通信制課程の高校に通学できない生徒の学びの場となる。

- 11ページの【小規模校の活性化】に、情報発信に関する意見として、「小規模校が存続するためには、報道等を活用しながら」とあるが、具体的にどのような活用を考えているのか。
→（事務局）小規模校や地域校の取組が新聞等で紹介されており、今後このように報道等に取り上げてもらえることが大事という意見であったものと認識している。
- 新聞等の取材のほか、SNSを活用した魅力発信も必要である。

- 小規模校の活性化について、情報発信も含めて全国の様々な成功事例を、県教育委員会から小規模校の校長へ情報提供しているのか。
→（事務局）地域校と所在市町村が学校の活性化の方向性を検討するため、令和3～4年度にかけて設置した地域校活性化協議会の場や、全国からの生徒募集に当たって、県外生徒に向けた情報発信等の取組を進める中で、他県の事例等について学校や市町村と情報共有している。
- 小規模校の活性化に当たっては、地域のことを一番に考えている市町村長と意見交換するとともに、市町村から様々な支援を受けることも必要である。

募集停止等の基準

- 他県では厳しい基準を設定している事例があるが、本県では小規模校や地域校をできるだけ残してほしい。
- バスや鉄道が整備されている地域であれば、場所を問わず通学が可能であると考えますが、横浜町や六ヶ所村のような地域では、六ヶ所高校の存在は大きく、地域校として今後も残してほしい。
- 1学級規模の地域校について募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合は募集停止等を協議するという基準は厳しい。生徒数は減少していくが、地域校ではない野辺地高校も含めてコミュニティの場として残してほしい。

- 小規模校の存続に当たっては、生徒数の推移について分析が必要である。また、学校から自宅が遠い生徒のために寮を整備することも有効である。

I C Tの活用等

- 様々な場面でI C Tが活用されている中、高校生のうちにI C Tの活用に慣れておくことは重要だが、遠隔授業が対面授業を超えることはない。
- I C Tの活用は必要だが、全て遠隔授業に置き換えることは難しい。
- 遠隔授業の実施に当たっては、配信側と受信側が入念に事前打合せを行い、活用方法をしっかりと考える必要がある。
- 病気等により登校が難しい生徒がいる場合に、I C Tを活用し交流の場を確保することできた事例がある。

通学手段の確保・通学支援等

- 通学費や下宿代の補助を行う機関はどこなのか。
→ (事務局) 県育英奨学会が、奨学金の中で通学費の一定額の返還を免除する制度を設けているほか、市町村においてスクールバスの運行や通学のための定期代の補助を行っている事例もある。

- 市町村からの財政支援には限界があることから、県や国からの財政支援も必要である。

IV 学校配置と合わせて検討すべき事項

事務局から資料3「IV 学校配置と合わせて検討すべき事項」について説明した。

委員から次のような意見があった。

人的・予算的な対応

- 魅力づくりを進める上で人的・予算的な対応が必要な場合は、地域の企業や町内会等とも連携していくことが有効である。
- 小規模校単独での教育活動が難しい場合であっても、地元自治体から財政支援を受けることで実施できる場合もある。

私立高校との関係

- 県立高校と私立高校がボランティア活動を合同実施している事例があるが、授業を合同実施するといったことは難しい。
- 県立高校と私立高校では設置者が異なることから、授業で連携や交流をすることは難しい。

情報発信

- 各学科の学びや進路等についての情報を、中学生や保護者、中学校教員に対してしっかりと説明する必要がある。

その他

- 小規模校や地域校が配置されている地域においては、必要に応じて地元自治体同士で連携することも考えられる。
- 地域と密着して、学校の授業とは違う観点から地域のことを学ぶことができるような取組は無くさずに続けてほしい。

4 閉会